

世田谷区環境マネジメントシステム
「ECOステップせたがや」第三者評価

実施報告書

令和3年2月

アオイ環境株式会社

目 次

	(頁)
1 実施概要 -----	1
2 対象組織毎の重点確認事項の設定 -----	2
3 書類による事前調査の実施 -----	3
4 訪問評価の実施 -----	3
5 指摘事項の概要 -----	4
6 客観的評価 -----	6

1 実施概要

(1) 目的

世田谷区は、区独自の環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」(以下、「システム」という。)について、透明性及び有効性を高め、今後の改善・発展につなげていくため、第三者による客観的な評価を受け、結果を公表することとしている。

本評価は、区が上記事業を実施するために必要なシステムの客観的な評価と第三者意見を含み実施報告及び改善提案を行うことを目的として実施した。

(2) 実施期間

令和2年10月27日から令和3年2月26日まで

(3) 実施内容

- ① 書類による事前調査と訪問評価によるシステムの客観的な評価を実施
- ② ①の結果を基に、第三者意見を含み実施報告書を作成
- ③ ①の結果を基に、区に対する改善提案書を作成
- ④ 客観的な評価と改善提案の必須テーマ
 - ・ システムの運用全体に関すること
 - ・ 区施設におけるエネルギーの効率的な利用に関すること
 - ・ 内部環境監査に関すること

(4) 対象組織

システム事務局（環境計画課）及び6つの課・出先職場

(5) 従事者

所属・役職	氏名	資格
アオイ環境株式会社 システム・マネジメント部 チーフコンサルタント	加藤 茜	・ ISO 環境マネジメントシステム審査員補
アオイ環境株式会社 サステナビリティ部 顧問	荒木 利貞	・ 一級建築士 ・ ISO 環境マネジメントシステム主任審査員 ・ ISO 品質マネジメントシステム主任審査員 ・ 太陽光発電アドバイザー ・ エネルギー・環境エキスパート
アオイ環境株式会社 システム・マネジメント部	飯島 美樹	

2 対象組織毎の重点確認事項の設定

対象施設毎の重点確認事項は、次表に示すとおり設定した。

	第三者評価 対象組織				
	システム事務局	環境への取組みに 関係する部署	総合支所	環境負荷の大きな施設	学校・環境教育施設
	①環境管理責任者（環境政策部長）、環境計画課（システム事務局）	②みどり33推進担当部 みどり政策課 ③施設営繕担当部 施設 営繕第一課	④北沢総合支所 （地域振興課）	⑤総合運動場(スポーツ推進部 スポーツ推進課) ⑥世田谷美術館(生活文化政策部 文化・芸術振興課)	⑦梅丘中学校
主な 確認 事項	①運用マニュアルに沿った環境マネジメントの実施状況	○	○	○	○
	②省エネルギーの取組状況	○	○	○	○
	③事務用コピー用紙の削減の取組状況	○	○	○	○
	④職場での環境配慮行動の状況	○	○	○	○
	⑤平成29年度～令和元年度の行動計画の目標設定、達成状況の確認	○	○	○	○
	⑥環境法令（廃棄物処理法・フロン排出抑制法等）への対応状況	-	○	○	○
	⑦管理・運営委託事業者、指定管理者等への協力依頼状況	-	-	○	○
	⑧優良取組み事例等の展開と環境配慮行動の更なる推進	○	○	○	○
	⑨施設・設備の改修に伴う管理等（公共施設の低炭素化）の状況	○	-	○	○
	⑩中長期の方向性（目標）	○	-	-	-

3 書類による事前調査の実施

事前調査では、次の書類の内容について確認した。

- ・システム関連の要綱・要領・手順書
- ・システムの取組み結果（平成 29・30 年度、令和元年度）
 今後の方針（平成 30 年度、令和元・2 年度）
- ・行動計画兼点検記録書一覧（平成 29・30 年度、令和元年度）
- ・エネルギー使用量集計データ（平成 29・30 年度、令和元年度）
- ・環境関連法令チェックシート（令和元年度）
- ・環境監査結果（平成 29・30 年度、令和元年度）
- ・前回の第三者評価関連書類
- ・公共施設省エネ指針

4 訪問評価の実施

訪問評価は、次のスケジュールで実施した。

日程	時間	評価対象組織
令和 2 年 12 月 14(月)	9:30～11:00	総合運動場(スポーツ推進部 スポーツ推進課)
	13:30～15:00	梅丘中学校
	15:30～17:00	みどり 3 3 推進担当部 みどり政策課
令和 2 年 12 月 15 日(火)	10:00～11:30	世田谷美術館(生活文化政策部 文化・芸術振興課)
	13:30～15:00	施設営繕担当部 施設営繕第一課
	15:30～17:00	環境管理責任者(環境政策部長)、環境計画課(システム事務局)
令和 2 年 12 月 18 日(金)	9:30～11:00	北沢総合支所 地域振興課

5 評価の概要

書類による事前調査と訪問による評価は、世田谷区環境監査要領（平成 25 年 4 月、世田谷区）に規定された「監査結果の分類と判断基準」を参考にし、改善事項、観察事項、優良事項及び提案事項の 4 区分に仕分けした。

関係する運用マニュアルの項番号毎の評価件数は、次表に示すとおりである。

改善事項は、「環境法令（廃棄物処理法）への対応」で 2 件確認された。

観察事項は、「環境目標に対する行動計画の実施状況」で 1 件、「環境法令（廃棄物処理法）への対応」で 5 件、計 6 件が確認された。

優良事項は、「省エネルギーの取組」や「事務用コピー用紙の削減の取組」「職場での環境配慮行動」「環境目標に対する行動計画の実施状況」「ごみの削減の取組み成果の見える化」「施設の運営委託事業者との連携・協力」及び「優良取組み事例や見える化、研修等による職員への浸透・波及」の各分野において、計 11 件が確認された。

提案事項は、各分野にわたり計 10 件が確認された。

表 評価の概要及び件数一覧

確認事項	関連する運用マニュアルの項番号	改善事項	観察事項	優良事項	提案事項
①ECO ステップせたがや運用マニュアルに沿った環境マネジメントの実施状況の確認	2-3 課・出先職場での取組みの支援				1
②省エネルギーの取組状況の確認	3-3 省エネルギーの取組			2	1
③事務用コピー用紙の削減の取組み状況の確認	3-3 事務用コピー用紙の削減の取組			1	1
④職場での環境配慮行動の状況	3-3 職場での環境配慮行動			2	1
⑤平成 30 年度～令和 2 年度の行動計画の環境目的の選定、目標設定、達成手段の立案の経緯・方法状況の確認	3-6 環境目標に対する行動計画の実施状況		1		1
	3-2 ごみの削減の取組み成果の見える化			2	
⑥環境法令（廃棄物処理法・フロン排出抑制法等）への対応状況の確認	5-2 環境法令（廃棄物処理法）への対応	2	5		1
⑦管理・運営委託事業者、指定管理者等との連携・協力状況の確認	5-1 施設の運営委託事業者との連携・協力			1	
⑧優良取組み事例や見える化、研修等による職員への浸透波及状況の確認	3-3 優良取組み事例や見える化、研修等による職員への浸透・波及			3	3
	6-2 取組み結果の公表				1
合計		2	6	11	10

6 客観的評価

(1) システムの運用全体に関すること

『E C Oステップせたがや』は、環境管理総括者の区長を筆頭に全庁的にシステムを運用する体制が整備され、「世田谷区環境マネジメントシステム『E C Oステップせたがや』運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）に基づき、世田谷区の原則として全公共施設を対象に環境配慮、環境保全の取組みが実践され、環境方針が体现されるシステムが構築・運用されている。

世田谷区環境マネジメントシステムは、平成 13 年度に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証取得（本庁舎・総合支所庁舎・分庁舎が対象）から始まり、約 20 年間にわたり取り組まれてきていることから、区の事業活動を通して環境配慮、環境保全の取組みを行うことは、各課及び施設はもとより施設の管理・運営委託先にも浸透し、それぞれの積極的な取組み・活動にも結び付いている。

『E C Oステップせたがや』の取組みは、前年度の取組み状況を区長や副区長・教育長などの環境管理統括者や副統括者が出席する環境共生推進会議で報告・検討され、次年度の取組み方針の立案に反映されることで、トップダウンとボトムアップによる P D C A サイクルでシステムが運用され、継続的な改善につながっていた。

(2) 区施設におけるエネルギーの効率的な利用に関すること

区施設全体のエネルギー削減への取組みは、各課・出先職場での節電や「エコオフィス手順書」に基づく環境配慮行動の実践といったソフト面の取組みと、エネルギー消費量の多い施設での E S C O 事業の実施や公共施設での高効率照明への改修といったハード面の取組みの両面から進められている。

令和元年度の区施設全体のエネルギー消費量は、平成 21 年度（基準年度）に比べ 8.5% の削減で、前年度（平成 30 年度）からは削減してはいるものの、削減目標（14.2% 以上削減）の達成には至っていない。目標未達の要因の一つとしては、小・中学校の児童生徒数・教室数の増加及び 4 月の低温、8・9 月の高温の影響によるものと考えられるとのことだった。

各課・出先職場での節電や環境配慮行動の実践といったソフト面の対策による効果は、気温の変化や事務事業の影響なども受けやすく、職員一人一人の活動と結果が必ずしも数値に表われてこないため、活動に対するモチベーションを維持していくことが課題となっている。

エネルギー消費量の多い施設では、E S C O 事業の実施や高効率照明への改修、空調設備の新規入替えといったハード面の対策が進められ、着実な効果が確認された。ただ、中には、設備を新しくしたものの期待された効果に及ばず、運用面で苦慮していた施設もあり、今後ますます変化する気候に対し、最新の知見を収集し、これに基づく予測と専門業者の知識や情報をもとに、設備導入の対応をしていくこ

とが重要になってきている。

(3) 内部環境監査に関すること

環境監査の仕組みは、運用マニュアル及び「世田谷区環境監査要領」に規定されており、セルフチェック、書類監査、現場監査の手法を用いた監査が毎年度実施されている。

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間における環境監査の指摘事項の延べ数は、優良事項が 58 部署、観察事項が 13 部署、改善事項が 3 部署、提案事項が 51 部署であった。システムの適切な運用や有効性を検証するために、環境監査が行われていると認められた。

環境監査では、ベストプラクティス及び優良取組み事例が選出され、毎年区のホームページ上で公開されており、各職場の意欲向上にも繋がっていることが確認できた。